

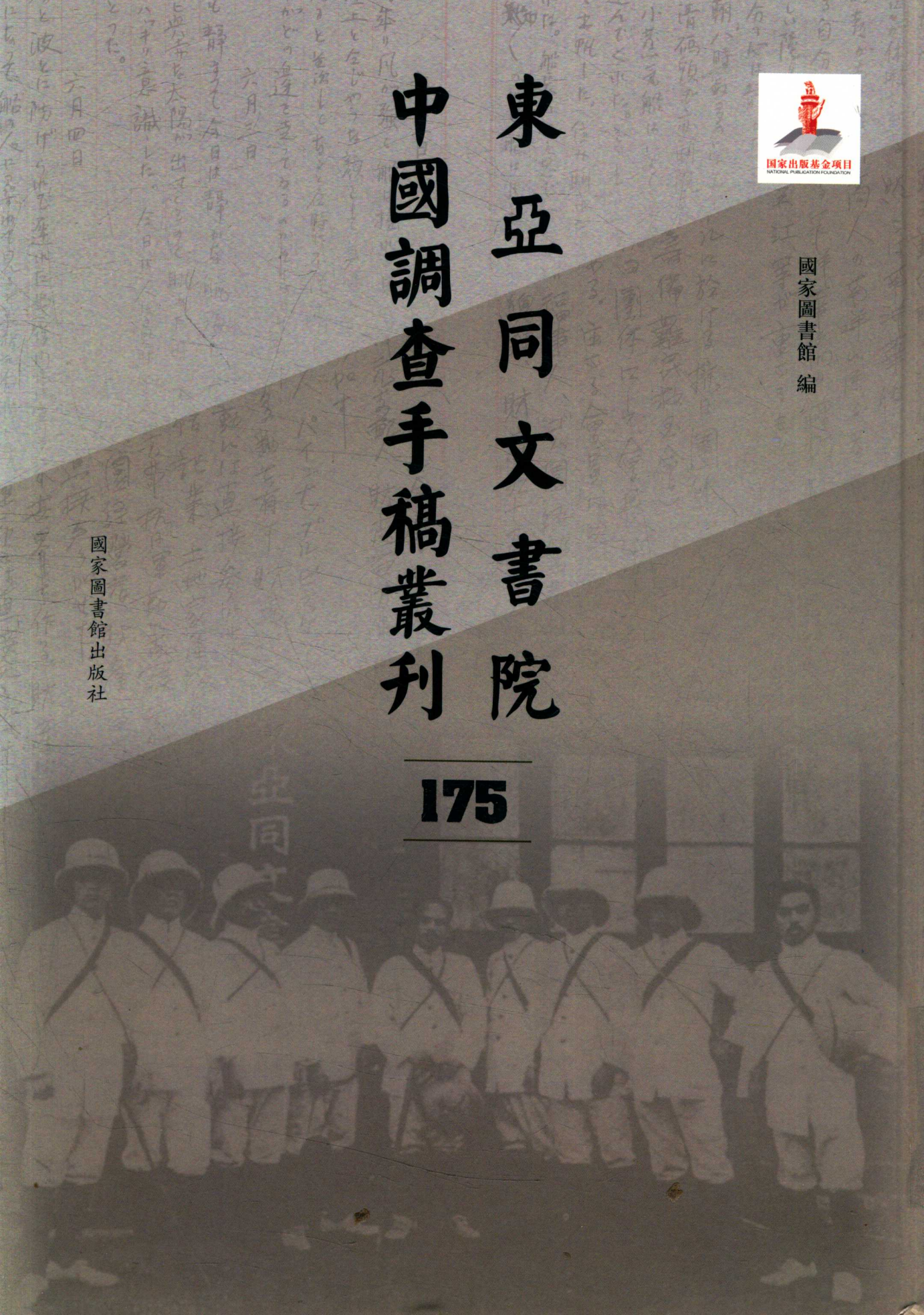


國家圖書館 編

東亞同文書院 中國調查手稿叢刊

175

國家圖書館出版社





國家圖書館
編

東亞同文書院
中國調查手稿叢刊

175

國家圖書館出版社

第一七五冊目録

昭和十五年（一九四〇）調査報告（第三十七期生）

安徽省の地方財政

安徽省の地方財政 吉村健次

一

安徽省に於ける礦產資源について

安徽省の礦產資源 吉本正男

四三

安徽省に於ける商業及び商品について

安徽省の商業及商品 前田知徳

八七

安徽省の金融狀況（蕪湖を中心として）

安徽省の金融狀況（以蕪湖爲中心） 望月伸佐

一九五

安徽省蕪湖に於ける物資の出廻狀況（その輸送問題を中心として）	二四五
安徽省蕪湖的物資流通狀況（以運輸問題爲中心） 安藤公一	二四五
中支に於ける棉花の生産並に分佈狀態	二九七
華中棉花の生産及分佈狀態 深堀吉郎	二九七
長江流域の麻	三二七
長江流域的麻 森博民	三二七
事變前後に於ける九江の工業を見る	四一一
對九江工業在事變前後的觀察 兒島駒吉	四一一
江西省に於ける物資出廻り狀況	四八五
江西省的物資流通狀況 横井秀信	四八五
南京を中心とする商品出廻りと其の統制に關する調査	五八七
以南京爲中心的商品流通及其管制方面的調査 宮脇彌七	五八七

昭和十五年度

安徽省の地方財政

長江流域調査第三班
吉村健次

東亞同文書院大學學生調査大旅行指導室

財政經濟はそれを成立せしめてゐる国家状態に非常なる
 關係を有してゐる。殊に支那の如き国家に於ては各地方に於
 てその各特殊性を發揮すると云ふ現象を呈するのである。
 故に我々は此處に地方財政の問題を取り上げた。先立つ
 てこの根本形態を形成してゐる支那社会とは一何れかな
 るものであるかの解明は現在混沌としてゐる支那財政に
 中央財政、地方財政——への良き解答となるであらう。
 然しそれを探求する余裕を持たぬ我々は、その外概略だけ
 を云ふ。支那社会は幾達せる自治社会であつて、一般中
 人は中央の国家政治に依存せず、自治的社会で生活し來た

つたのである。故に支那民族の統成せる社会組織は改訂
 中世のギルドがいはい王諸侯市会の委任の下に團体員
 を支配したのと異なり、何等政府に家と關係なく自主的であ
 ったからギルドにしてもその團体員に對する統制はこれ
 に伴ひ全く自覺的であつて、必要なる規約を定めこれを
 強制するとは全然自由であり、したがつて團体員を拘束
 するにとり自づから嚴である。それ故に家に對する以上
 に自己の屈する團体に對してあらゆる努力を盡して遵法
 の精神を發揮するのである。口税の滞納があつても地方
 税乃至は團体の経費にあきまひ完納するといふ如き事例

は決して稀ではないのも当然である。支那の口民経済はかゝる即ち地方自治体を主体として作り上げられ経済單位の集合が支那経済である。故に諸口に親る如く口家と云ふ政治單位の下に一つの有機的組織を有する口民経済とは根本からその意義本質を異にするのである。いはば我口その他の経済が立体的な組織を有するに對して支那のそれは平面的な而も分散的な経済であるといふ。随つて一部はあろかその半は乃至大部分が他との關係を切斷せられたいとして残る部分は依然としてその生存を維持し得る経済である。かくの如き特殊形態の上に成

立じてゐる支那經濟が、その財政組織の面に如何なる特徴を發揮してゐるのであらうか。先づその特徴として、

一、中央財政の地方依存性

左に述べた所の特殊な社會經濟体制に即応して發揮し來つた支那財政は、當然また現代諸口の財政とは異つた本質をも包せうにはおかぬ。自治社會の極端なる發達は支那の政治をして著しき地方分权的たらしめ、常に中央集权政治を布かんとして果さず、何時しか又極端なる地方分权政治に還えするを余儀たからしめ、ひいては財政において中央を以て地方に従属せしむる一となつたのである。

の直接税は大部分地方収入に歸し殆ど問題とならない	絶対的の源泉となし、国民の権税力に依存する地租その他	中央政府の租税体系は関税、鹽税、統税の三大間接税を以て	二弾力性なき中央歳入	得ないものである。	極めて不統一であり錯雑紊亂して到底その実情を探究し	る本来の財政組織であると、同時にしかもその地方財政が	つては、ニルに及して中央財政が極端に地方財政に依存せ	な中央財政に従属するを原則とせざるに拘らず、支那にあ	凡そ近代国家に於てはいづれの国に於ても、地方財政は極
--------------------------	----------------------------	-----------------------------	------------	-----------	---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

に	第	一	と	伸	縮	性	を	缺	除	せ	し	の	口	際	収	支	の	連	年	に	わ	た	る	支	
絶	対	的	な	支	配	力	を	中	央	財	政	に	有	持	つ	て	は	ひ	り	て	租	税	収	入	
氏	で	あ	る	と	報	告	せ	ら	る	支	那	に	於	て	か	い	る	間	接	消	費	税	か		
り	、	そ	の	六	割	即	ち	四	億	の	う	ち	二	億	以	上	が	小	作	関	係	の	零	細	農
い	、	そ	の	經	済	が	農	本	的	で	あ	り	口	民	の	八	割	以	上	が	農	民	で	あ	
し	か	に	中	央	の	租	税	体	系	上	に	於	て	生	ず	一	大	缺	陥	を	生	ず	は	な	
管	理	し	得	な	い	政	治	組	織	の	不	完	整	と	に	基	因	を	有	る	と	は	云	へ	た
上	と	し	て	お	る	二	と	は	資	本	主	義	經	済	の	未	發	達	と	地	方	財	政	を	
税	を	中	央	政	府	租	税	収	入	の	殆	ど	全	部	と	し	歳	入	の	四	分	の	三	以	
で	あ	る	。	元	来	関	税	監	税	統	税	印	紙	税	煙	酒	税	の	如	き	間	接	消	費	

か	拵
な	超
い	走
の	と
で	相
あ	俣
る	っ
	て
	い
	よ
	く
	赤
	字
	の
	増
	下
	を
	誘
	る
	せ
	ず
	に
	は
	お

(三) □ 家 活 動 を 規 定 せ る 歳 也

歳
去
に
於
て
軍
務
費
の
巨
額
に
の
ほ
る
の
は
と
二
に
未
だ
想
す
べ

きまゝの笑ひある。債務費に至つては、これが専ら不生産

の事業に支出せられた借入金優還費であるところ、何事とも

に
一
口
統
治
活
動
上
の
積
極
的
な
意
義
を
見
出
し
得
な
い
の
で
あ

3.

(四)	浙江	興	代	と	の	荷	合
-----	----	---	---	---	---	---	---

(カ) 苛 紀 古 極 恣 子 地 方 稔 剝

[illegible]

貨市果	たの	地方公	團體	は	口家	の	延長	で	ある	の	み	有
ら	が	中央統制	の	弱	い	支那に	於て	は、或る	地方或る	場合に於		
こ	は、	口家自体	で	ある。	それ	は”	かりで	なす	民衆の	生活に		
直接最	を密接な	関係	を構つ	もの	は、之	も近	く	なる	中央財政			
より	も	地方財政	である。									

安徽地方財政戰後如何發展進程

地方財政總額の現状

各省財政を通觀して見ると、大體同じであつたが、安徽省財政

[illegible]

あり
次
い
1' 営業税
に
な
つ
て
居
る

田賦
即ち、地租
は曾て
一口税
が、た
釐金
廢止
に伴
つて
省

政府に委任譲与したものである。税率は統一し、二割おかし。

二
ル
ま
で
地
租
徴
収
の
基
礎
と
な
一
て
お
き
土
地
台
帳
は
今
次
の

戦火により衰へし、省全体とし、これ未だ田賦税徴集の域に

列
 し
 て
 お
 な
 い。
 .
 其
 水
 は
 一
 つ
 に
 は、
 我
 か
 軍
 の
 占
 領
 地
 区
 か
 所
 謂

安徽省蕪湖縣二十九年四月份收支決算書									
田賦稅									
第一目	築路附加	九五三							
第二目	普教附加	二一〇二九							
第三目	義教附加	九五三							
第四目	自治附加	一五〇二〇							
第五目	公安附加	三〇〇四							
第六目	建設附加	二〇八四							
第七目	保安附加	三四五四七							